

## 甲賀市山村振興地域における小売事業者等支援金 Q & A

(2021. 10. 13)

### 【支援対象者】

Q1 山村振興地域以外で営業をしているが、対象となるか。

A1 対象になりません。この支援金は、コロナ禍の中でも、山村振興地域において、現に営業し、今後も同地域で営業を継続する意思がある小売事業者等を対象とします。

Q2 山村振興地域に店舗はないが、移動販売（飲食料品小売業等）で山村振興地域に営業を行っているが対象となるか。

A2 週1回以上、5年以上継続して山村振興地域で営業をされている場合は対象となります。その場合は、週1回以上、営業をされていることがわかる資料（売上台帳など客観的に週1回以上、営業していることがわかる資料）の添付が必要となります。

Q3 山村振興地域で複数店舗を経営しているが、店舗ごとに支援金が支給されるか。

A3 30万円となります。複数店舗を経営されていても、1支援対象者当たり30万円となります。

Q4 山村振興地域にて営業しているが、本店登記の所在地が市外（個人については市外に住民登録がある）の場合は対象となるか。

A4 対象となります。

Q5 山村振興地域にてコンビニエンスストアを経営しているが対象となるか。

A5 対象となります。ただし、経営者が中小事業者又は小規模事業者であることが必要です。

Q6 山村振興地域で飲食店を経営しているが対象となるか。

A6 主たる業態が飲食業の場合は、対象となりません。

Q7 山村振興地域で宿泊業を経営しているが対象となるか。

A7 主たる業態が宿泊業の場合は、対象となりません。

Q8 信楽焼の皿や陶器等の信楽焼日用品を販売している。支援金の対象となるか。

A8 対象外となります。本支援金は、山村地域の日常生活に必要な日用品を販売している事業者への支援を目的としており、信楽焼日用品は土産品となることから対象外とする。

Q9 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないことの確認はどうか。

A9 申請があった場合、誓約書での同意に基づき、本市にて滞納がないか調査を実施します。滞納があった場合は、支援金対象外となります。

Q10 飲食料品小売業のほか、飲食店も営んでいる。募集要領「第1 支援金の概要」「2 支援対象者」「※2 小売事業者等」に記載がある「※主たる業種」と判断はどのようにすればよいか。

A10 対象店舗において、新型コロナウイルス感染症等の外部要因の影響を受けていない状態の決算期（令和元年決算等）における売上高構成比率の最も高いものにより「主たる業種」を判断します。この場合、売上高構成比率が分かる決算資料等の追加資料の提出を求めることとなります。

なお、令和元年決算に大きな影響があった外部要因がある場合は、協議の上、判断基準となる決算期を別に定め、判断することとします。

Q10 飲食料品小売業を営んでいる。販売している品物は、地域住民が消費する食料品のほか、土産物も扱っているが対象となるか。

A10 対象店舗において、新型コロナウイルス感染症等の外部要因の影響を受けていない状態の決算期（令和元年決算等）において、「地域住民が消費する食料品」の売上高構成比率が最も高ければ対象となります。この場合、売上高構成比率が分かる決算資料等の追加資料の提出を求めることとなります。

なお、令和元年決算に大きな影響があった外部要因がある場合は、協議の上、判断基準となる決算期を別に定め、判断することとします。

## 【申請手続・添付書類】

Q11 申請書の提出方法は。

A11 「直接持参」または「郵送」となります。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請書兼請求書の提出は、なるべく郵送でご提出ください。

Q12 申請書の提出期限は。

A12 提出期限は令和4年3月25日（金）当日消印有効となります。

Q13 一旦は提出期限までに提出したが、申請内容に不備があり、訂正しなければならない。訂正は令和4年3月25日以降になってもよいか。

A13 訂正済みの申請書類を、提出期限までに提出しなければなりません。申請書の作成には十分ご注意くださいとともに、期限に余裕をもって申請ください。

Q14 添付書類に確定申告書の写し等とあるが、確定申告書はどこまで添付するのか。

A14 確定申告書は「第1表」と「収支内訳表」を添付してください。

Q15 5年以上事業を継続していることが確認できる資料として確定申告書の写し等が必要となるが、5年間の確定申告書の添付が必要か。

A15 5年前（平成29年分）と直近（令和2年分）の確定申告書の写し等（第1表、収支内訳表）を添付してください。ただし、紛失等により確定申告書の写しが添付でき

ない場合は、売上台帳など客観的に証明できる資料もしくは商工会員の方は商工会員証明書（別紙1）を添付してください。

### 【支援金の支払い】

Q16 支援金はいつ支払われるのか。

A16 交付決定及び額の確定通知書を送付後、30日以内に指定口座へ振り込みます。なお、口座情報の記載誤り等、申請内容に不備がある場合は、30日以上の期間を要することになりますので、ご注意ください。

### 【その他】

Q17 次年度以降も対象となるのか。

A17 支援金は年度につき1回限りとなります。次年度以降については、本支援金の予算が計上された場合に限り、再度、申請をしていただき対象となります。

別紙 1

令和 年 月 日

甲賀市商工会会員証明書発行依頼申請書

甲賀市商工会会長 様

申請者	住 所	
	屋 号	
	代表者名	⑩
	( 担当者名	)
	電話番号	

標記の件について、証明書の発行を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

甲賀市商工会会員証明書

様

甲賀市商工会  
会 長

印

標記の件について、平成 29 年 3 月 31 日において甲賀市商工会会員であることを証明します。

別紙 1

令和 年 月 日

甲賀市商工会会員証明書発行依頼申請書

甲賀市商工会会長 様

申請者 住 所  
屋 号  
代表者名 ⑩  
〔 担当者名  
電話番号 〕

標記の件について、証明書の発行を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

甲賀市商工会会員証明書

様

甲賀市商工会  
会長 ⑩

標記の件について、令和3年3月31日において甲賀市商工会会員であることを証明します。